

建設現場における遠隔臨場の実施に関する取扱い

令和5年2月1日
宮崎県県土整備部

宮崎県県土整備部では、建設現場における遠隔臨場について、「建設現場における遠隔臨場の実施要領」に基づき実施しますが、その運用について下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 実施にかかる費用の積算

実施にかかる費用については、必要に応じて最終の設計変更時に技術管理費に積上げ計上する。

なお、管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」で計上すること。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。

また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁HPを参照

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5年

ハブ、ルーター、リピーター、LANポート：10年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aioiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

〈費用のイメージ〉

- ①撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ②撮影機器の設置費（移設費）
- ③通信費
- ④その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

〈留意点〉

- ・従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、実施にあたっては、従来の費用から追加で必要となる最低限の費用を計上すること。

なお、費用の計上は、受注者から見積もりを徴収し、対応すること。

- ・受注者が汎用している既存のモバイル端末（スマートフォン、タブレット端末等）を用いて、無料のアプリケーションソフト等のみを利用して実施した場合には、通信費のみで、通常利用分と遠隔臨場利用分のすみ分けが困難であることから、費用計上の対象としない。ウェアラブルカメラ等（モバイル端末含む。）の機器を、遠隔臨場のために受注者が準備して実施した場合に、設計

変更にて積上げ計上する。

2 実施の手続きについて

受注者は、工事契約後に遠隔臨場を実施するか否かを判断し、別添を参考に工事打合簿により発注者と協議を行い、実施の可否を決定するものとする。

実施する場合は、工事打合簿に遠隔臨場の実施方法（使用する機器やアプリケーションソフト等）を記載又は資料を添付し、前項により費用を積上げ計上する必要があると判断される場合は、協議時点で想定される概算の見積も添付するものとする。

3 その他

受注者から提出される段階確認書等には、遠隔臨場をどの項目で実施したか分かるように、確認者の記入欄に、「臨場」、「机上」、「遠隔臨場」等区別して記入すること。

4 適用

令和5年2月1日以降に発注手続きを行うものから適用する。（公告されている単価抜き設計書における単価適用年月日が「令和5年2月1日」以降のもの）ただし、上記適用日以前の案件についても、受発注者協議により実施することができるものとする。